

2020年5月22日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

全国労働組合総連合
議長 小田川 義和

労働者の雇用とくらしを守るための第4次緊急要請

～感染の収束には生活を見通せる経済対策が必要～

4月30日に2020年度補正予算が可決・成立しました。翌5月1日より緊急の経済対策が進められています。しかし、事業者に対する持続化給付金について、事業者から窓口にお問い合わせが殺到し、特別定額給付金についても現場は混乱しています。

緊急経済対策に対応するための雇用調整助成金や特別融資などについても、「1回だけの措置では足りない」との声が上がるなど、その不十分さが次々と明らかになっています。このことは、予算審議の中で野党から指摘されていたことであり、直ちに第2次補正予算の編成を行わなければならないのは、予算組替に応じなかった政府の姿勢に問題があったといわざるを得ません。

感染拡大の収束が見通せない中、給付金などがいつ手元に届くかわからない状態が続いています。これでは期限まで生き続ける希望を持つこともかなわない人々が死の淵に追いやられてしまいます。

すでに国会では、経済対策の強化と第2次補正予算の作成に向けた議論が始まっていますが、行政体制のあり方をはじめ、国民や事業者に対する生活や営業の支援について、諸外国の例も参考にしながら、幅広く検討を行うことが必要です。加えて、コロナ禍のもとで災害が多発する日本社会における避難所のあり方なども検討すべきです。

いま最も求められているのは コロナウイルスの感染を早期に収束させることです。また、労働者・国民が安心してくらするようになるため、政府が明確なメッセージと具体的な対策を明示することが必要です。国連も指摘しているようにジェンダ視点に基づいた対策も欠かせません。

以上をふまえるならば、辺野古新基地建設などの防衛費やリニア建設などの大型公共事業など不要不急な予算執行を停止し、国民生活や企業経営を直接支援する大型の補正予算を編成すべきです。同時に、消費税の減税や社会保険料の免除・猶予措置、また、必要な財源を確保するため、国債による財源確保だけでなく、臨時的に内部留保に対する課税などを行うことも必要です。

こうした点をふまえ、以下の事項について真摯に受け止め、関係機関において検討し、第2次補正予算に反映されるよう要請します。

1. 感染の拡大と医療崩壊の防止にむけた対策について

(1) 緊急事態宣言が終了した後も感染拡大を防止するため、政府が生活・営業を保障することを明確に示すこと。また、医療・衛生資材など国の責任で確保すること

(2) 医療機関や介護・福祉施設が経営破綻しないよう、災害時における対応と同じく前年の診療報酬・介護報酬を元にした概算払いを行うこと

- (3) 医療機関の従事者の負担軽減を図るため、可能な限り人・物・施設を最大限投入すること
- (4) 自然災害の発生による避難場所で「三密」に対処する感染防止策を図ること
- (5) PCR検査などを大幅に拡充し、感染の不安なく企業活動や労働・生活ができる環境を整備するとともに、必要な財政措置を行うこと
- (6) 感染症などの検査態勢を強化し、新たな感染拡大が発生しないよう保健所の増設・拡充と機能強化を図ること
- (7) 公立・公的病院等の再編・統合計画及び病床を再編縮小する地域医療構想と医療適正化計画を撤回し、地域の意見を十分にふまえて、感染症病床を含む必要な病床を確保すること
- (8) 自治体の体制を拡充すること。また、国から交付金を上乗せして緊急に交付し、独自の支援措置などを十分に行えるよう自治体財政を支えること

2. 労働者の雇用維持と賃金の保障について

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に乗じた解雇が行われないよう指導を徹底すること
- (2) 雇用調整助成金制度の活用で雇用維持が図られるよう周知徹底を図るとともに、賃金の補償水準を8割以上、上限金額は1万6千円以上に上げること
- (3) 雇用調整助成金は計画実施前に支給を行い、審査を事後に行う制度に改めること
- (4) 雇用調整助成金の申請事業主が賃金・休業手当などを労働者に支給していることを確認し、不適正な事実が判明した場合には厳しく指導すること
- (5) これらの措置が速やかに行われるよう申請の簡素化とオンライン申請の拡充をともに進めること
- (6) 派遣・有期契約労働者が一方的に契約解除されないよう労働局による指導を強化すること
- (7) 事業主に対し、その雇用する労働者が業務上及び通勤途上で感染しないよう最大限の安全配慮を行うよう指導すること
- (8) 雇用保険失業給付金の支給限度額及び支給日数を引き上げること
- (9) 申請業務や指導業務が迅速に行われるよう労働行政体制を拡充すること

3. 国民の生活保障と自粛の補償について

- (1) すべての個人に対し支給される特別定額給付金を月10万円、外出・休業の要請などを行った期間について支給を続けること。また、生活がより困難になっている人々に対する加算を行うこと
- (2) 家賃支払いの猶予措置などが行えるよう賃貸者に対する助成措置を行うこと。また、家賃滞納者に対する退去処分などが強行されないよう対策を講じること
- (3) すべての学生の授業料など学費について免除もしくは減免などを行うこと。また、奨学金返済を減免・猶予すること
- (4) 密接・密集などを避けるため、少人数学級をすすめること
- (5) フリーランスが持続化給付金の申請を行う要件を緩和すること。あわせて、持続化給付金の支給額を引き上げること
- (6) 雇用保険未加入者や加入できない自営業者に対する生活支援制度を拡充すること
- (7) 給付金の迅速な申請・給付が行えるよう国及び自治体の定数増を行うこと

以上